

# 法定相続情報証明制度

法定相続情報一覧図で  
時短・スムーズな相続手続を！

戸除籍謄本等を収集し、  
法定相続情報一覧図を  
作成して法務局へ！



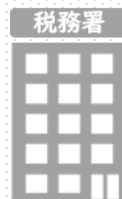
① 申出

② 交付

法定相続情報一覧図を  
登記官が確認・認証し、  
**無料で必要枚数を配布**



③ 提出



制度の詳細は  
[こちら!](#)

法定相続情報証明制度の具体的な手続は、管轄する  
登記所にお問合せください。(管轄登記所は[こちら](#))

自筆の遺言書、預かります！

## 自筆証書遺言書保管制度

申請手数料は  
**1通3,900円**  
保管料は不要



① 保管申請



② 保管

③ 死亡後



相続人

請求

交付

遺言書情報証明書  
1通1,400円

安全な保管場所  
管理上のトラブル防止



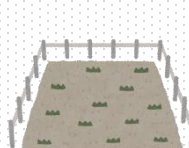
遺言書ほかんガルー

相続登記の申請、預貯金の払戻し等  
添付書類の一つとして利用できます！  
**家庭裁判所の検認は不要です！**

制度の詳細は[こちら!](#)

土地を手放したい方へ！

## 相続土地国庫帰属制度



承認申請



審査

相続等によって土地の所有権を取得した  
相続人は、その土地を手放して国庫に  
帰属させるための申請をすることが  
できます。

ただし、申請が承認されるのは、一定の  
要件を満たす土地に限ります。  
制度の詳細についてはホームページを  
ご確認ください。



制度の詳細は[こちら!](#)